

大阪市消費者センターにおける若者向け消費者啓発動画制作業務委託事業者
選定会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市消費者センターにおける若者向け消費者啓発動画制作業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして公募型プロポーザル方式により若者向け消費者啓発動画制作業務委託（以下「業務委託」という。）の実施事業者（以下「実施事業者」という。）を選定するにあたり、実施事業者の選定を客観的かつ公平に行うことによって業務委託に係る契約（以下「業務委託契約」という。）の公正性及び透明性を確保するため、開催するものとする。

(調査審議事項)

第2条 選定会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 実施事業者の選定方法及び選定基準に関する事項
- (2) 実施事業者になろうとする者から提案された業務委託に係る企画提案内容に関する事項
- (3) その他実施事業者の選定に必要な事項

(委員)

第3条 選定会議の委員は3人とし、消費者啓発や動画制作等に係る専門知識を有する者のうちから市民局長が選任する。

(座長)

第4条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、選定会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(選定会議)

第5条 選定会議は市民局長が招集する。

- 2 選定会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 座長が必要と認めるときは、選定会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じ委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ）により開催するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、選定会議の委員は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法

で選定会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による選定会議への参加をもって選定会議に出席したものとみなすものとする。

- 5 座長は、緊急の必要があり選定会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむをえない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を聴取し、選定会議に代えることができる。
- 6 選定会議は、非公開とする。

(開催期間)

第6条 選定会議を開催できる期間は、業務委託契約の締結日までとする。

- 2 選定会議は、前項に規定する開催期間において、必要に応じ随時開催する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、市民局消費者センターにおいて行う。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、業務委託契約の締結日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。